



食事支給に係る所得税非課税限度額の見直し

◇食事補助に係る所得税の非課税制度とは？◇

会社が従業員へ食事補助を行う場合、一定要件を満たすことで従業員側の所得税が非課税となります。令和8年度改正により、非課税対象となる会社負担額の上限が月額 3,500 円から月額 7,500 円へと引き上げられました。

◇非課税となる主な要件◇

- ①従業員が食事代金の半額以上を負担していること
 - ②会社負担額が1人当たり月額 7,500 円(税抜)以下であること
 - ③食事そのものの提供、または食事用途に限定したチケット等であること
- ※上記要件を満たさない食事提供は会社負担額が給与課税されます。
また、手当の支給ではなく、食事の提供であることにも注意が必要です。



《イメージ例》

定価 800 円の弁当を従業員へ 450 円で提供する場合

→ 会社負担 350 円 × 20 営業日 = 月額 7,000 円

→ 非課税限度額内のため、上記のとおり一定要件を満たせば給与課税なし
= 実質的な賃上げ(社会保険・所得税の負担も¥0)



▽導入メリット▽

- ・福利厚生の実感による従業員満足度向上!
- ・実質的な手取り額増加による定着率改善!
(給与の増額と比較し、税負担及び社会保険負担がないため可処分所得が増える)
- ・会社側では福利厚生費として損金算入!
- ・食事の提供内容によっては社員の健康増進にも寄与!

6月の税務カレンダー

	日	月	火	水	木	金	土
6 ・ 7 月		1	2	3	4	5	⑥
	⑦	8	9	10	11	12	⑬
	⑭	15	16	17	18	19	⑳
	㉑	22	23	24	25	26	㉗
	㉘	29	30	1	2	3	④
	⑤	6	7	8	9	10	⑪
	⑫	13	14	15	16	17	⑱

6月の主な税務

- 6/10(水) ・5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
- 6/30(火) ・4月決算法人の確定申告と納税
・10月決算法人の中間申告と納税
・消費税の年税額が400万円超の7月10月、1月決算法人の3月ごとの中間申告と納税

